

各部(局、室)長 様

企画政策部長 福山 聡昭

平成 26 年度予算編成方針について(依命通達)

わが国の経済は、長引く不況、デフレからの脱却を目指した、政府の緊急経済対策により、歴史的とも言われた円高が是正され、株価の上昇とともに、各種経済指標が上向きとなるなど、一定の効果が現れています。また 7 年後の東京でのオリンピック開催が決定し、今後は、三本目の矢と言われる成長戦略とともに、真の景気回復となることが望まれています。しかし一方では、平成 26 年 4 月から実施される消費税率の引き上げや、地方交付税制度の見直しなど、地方財政を取り巻く環境の動向を注視していく必要があります。

このような中、当市の平成 26 年度における財政状況の見込みは、歳入では、大きな割合を占める市税収入は、個人市民税の減少傾向は続くものの、固定資産税の増加などから、ほぼ横ばい(微増)になるものと見込んでいます。また、国県からの各種交付金、地方交付税などについては、国の概算要求の状況などから前年度と同程度の財源は確保できるものと見込んでいますが、消費税関連の予算が留保されていることから、大きく変更されることも考えられます。

歳出では、社会保障関連経費など扶助費が増加傾向にある中で、これに加え消費税率の引き上げや、労務単価の上昇など多くの増加要因が見込まれています。また、政策的な経費についても、様々な課題に対応するための経費が大きく求められていることから、財源の確保が非常に厳しい状況となっています。

このため平成 26 年度予算編成にあたっては、必要な行政サービスの水準を確保しながら、事務事業の見直しを一層徹底し、行政コストを削減することを求めます。さらに限られた財源を効果的に予算配分することを念頭に、下記により編成作業を進めるよう依命通達します。

記

第1 基本方針

1. 持続可能な財政の確立を目指す

平成24年度決算では、財政健全化判断比率など健全性を示す指標は良好な数値であったが、歳入の根幹となる市税などの一般財源の減少により経常収支比率は上昇し、財政の硬直化が進んでいる。

平成26年度予算編成にあたっては、引き続き持続可能な財政の確立をめざし、中長期的な視点から財政基盤の強化を図ることとする。

経常的経費については財政構造の弾力性改善と、財政の持続性を確保するため、引き続き抑制に努める。

市債については、普通交付税の振り替えである臨時財政対策債が毎年増加していることから、施設の建設事業等に係るものは、世代間負担の公平性の観点から、普通交付税により措置されるものを優先的に活用する。また市債全体の発行総額は、原則として元金償還金の額を超えない範囲とするよう努め引き続き借入残高の減少を図る。

2. 総合計画・市政マニフェストで示した重点施策を推進

市政マニフェスト及び総合計画で掲げる重点施策を優先的とし、定住人口の維持、交流人口の増加、選ばれるまちづくりを推進するための予算編成を行うものとする。具体的には、学校耐震をはじめとした防災対策、子育て支援や福祉・教育の充実、また経済活性化や都市基盤の整備など将来を見据えた取組みを進める。

3. 予算要求等の状況を随時公表し、市民からの意見を求める

要求状況など編成過程を公表するとともに、パブリックコメント、市民向け説明会等を通じて市民の意見を求め、それを参考に最終案を決定するものとする。

4. 行政改革の着実な推進

将来にわたって安定した行財政運営を行っていくため第5次行政改革大綱に基づく行政改革計画を推進し、効率的で質の高い行政サービスの提供に努める。

第2 予算要求にあたっての留意事項

1. 総括的な事項

- (1) 一般財源は減少傾向にあることを念頭に、常に財源確保の視点をもって要求すること。財源確保は歳入増に限らずコスト削減も含むものであること。
- (2) 個々の事業について、時代の変化や市民ニーズが大きく変化している現状を踏まえ、行政が直接行う部分、民間が行う方が適当な部分、市民が主体となって行う部分など、適切な実施主体は誰かを再検討し、行政の役割分担の見直しを図ること。
- (3) 平成24年度決算について、行政評価における指標の目標及び達成状況、今後の課題点及び方向性、事業の必要性、有効性、効率性を十分検証するとともに、平成25年度予算の執行状況、決算見込みも考慮にいたうえで要求すること。

2. 経費区分について

- (1) 経常経費は、義務的経費、準義務的経費、通常一般経費の3区分とし、義務的経費、準義務的経費については9月に実施した基礎数値調査に基づき、需要見込み等を更に精査し要求すること。また義務的経費のうち人件費は、事業の予定や職員数などを考慮し正確に見積もること。

通常一般経費については、別途通知する要求基準額通知に基づき、各部局内での自主的な予算配分の見直し調整を図ることにより財源を確保すること。また、これまで当然と考えられていた業務や事業のあり方も含めて、役割や効果を勘案し、廃止、中止など、抜本的な見直しを行うこと。

- (2) 臨時経費については、政策的経費に必要な経費で実施計画に認められた範囲内で要求すること。積算にあたっては事業実施に要する経費、財源等について再度精査すること。

3. 歳入に関する事項

- (1) 市税については、歳入の根幹をなすものであり、その占める割合も大きいことから過大に見積もりすぎることのないよう、経済情勢や景気の動向などを考慮し適正に見積もること。

また、税の公平性の観点から滞納処分などの収納率向上に向けた対策を積極的に実施すること。

- (2) 負担金・分担金、使用料・手数料等については、消費税率の引き上げに伴う改定を予定しているものは、改定後の額で見積もること。また市民負担の公平の観点から、受益と負担の適正化を図り、収入未済額については、回収の方針や、目標を設定するなど、計画的な対策を講じ収納率の向上に努めること。

- (3) 国・県支出金については、国及び県の動向を注視するとともに、制度や法令等を再検証し、最大限確保に努めること。また各種公益法人からの助成についても同様に、情報収集に努め、本市の施策に合致するものは、積極的な活用を図ること。
- (4) これまで自動販売機設置に係る行政財産の貸付や、各種広告収入など財源確保を進めてきたが、さらなる創意工夫により新たな財源の確保に努めること。

4. 歳出に関する事項

- (1) 施設の管理運営経費については、行政の役割分担の観点から民間活力の導入を検討し、可能なものは、指定管理者制度や、民間への委託を進めること。
- (2) 情報システム経費については、市民サービスの向上と事務の効率化、費用対効果を十分検討した上で要求すること。また既存のシステムについても利用状況や有効性を精査し廃止、統合等の見直しを行い、効率的なシステム運営を図ること。
- (3) 市補助金については、要綱等で3年間の終期を設定し、見直しを図っているが、各年においても、補助金交付基準の主旨を踏まえ、担当部門による補助事業の成果を評価し必要に応じて抑制、削減に努めること。

5. その他の事項

- (1) 特別会計については、その会計内で収支の均衡を確保するよう努め、歳出に見合った、保険税、保険料、使用料などの負担の適正化を図ること。
- (2) 公営企業会計については、平成 26 年 4 月から下水道事業特別会計が地方公営企業法全部適用となる予定である。今後は、企業としての経済性を十分に発揮し、経営のより一層の効率化を図ること。また一般会計からの出資は、地方交付税の繰出し基準の範囲内とすること。
- (3) 一部事務組合については、独立した特別地方公共団体ではあるが本方針の主旨を踏まえて、より効率的な運営に努めるよう要請すること。

第3 予算要求基準等

すべての予算要求は、25 佐財第 384 号「平成 26 年度予算編成事務要領について(通知)」により行うこと。